

「姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程」の取扱いについて

平成 28 年 9 月 1 日
最高管理責任者決定

本取扱いは、姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程第 24 条に基づき平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」所定の特定不正行為の告発に係る事案の調査について次の事項を明確にしておくため定めるものである。

1. 証拠の保全(第11条第4項)について

調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関ではあるが調査機関でない場合、調査機関の要請に応じ告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限しない。

2. 調査結果の通知(第13条)について

最高管理責任者は、被告発者が本学以外の機関に所属している場合、当該機関にも調査結果を通知する。

3. 不服申し立ての通知(第14条第8項)について

最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てがあった場合、告発者が本学以外の機関に所属する場合、当該機関にも通知する。

4. 不服申し立ての調査結果の通知(第14条第9項)について

最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てに係る調査委員会の再調査の結果については、告発者が本学以外の機関に所属する場合、当該機関にも通知する。

5. 不服申し立てに係る文部科学省への報告(第14条第6、7項、9項)について

最高管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、不服申し立ての却下や再調査開始を決定した場合、及び再調査の結果については、資金配分機関だけでなく文部科学省へも報告する。

以上